

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年3月25日（令和2年（行情）諮問第177号）

答申日：令和3年9月9日（令和3年度（行情）答申第231号）

事件名：特定年度における特定日付けの特許庁の幹部名簿に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月26日付け20190626特許4により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は不当かつ違法である。即ち、開示請求に係る「特許庁の幹部名簿」は、人事に関する情報で極めて重要なものであるため、本来ならこの文書は特定して永年保存されるべきものである。また、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしてもらいたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。また、国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にしてもらいたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、令和元年6月24日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、本件開示請求を行い、処分庁は同月26日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その全部を不開示とする原処分を令和元年7月26日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和元年10月27日付けで、処分庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。)を行い、諮問庁は同月28日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和元年7月26日付けで、原処分を行った。文書を不開示とした理由は、文書の保存期間が満了しており既に廃棄済みであるためである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、「特許庁の幹部名簿」は、人事に関する情報で極めて重要なものであるため永年保存されるべき旨、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、特定・保有したが保有期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にし、国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にすべき旨主張している。

しかしながら、本件対象文書に該当する文書は、特許庁における文書の保存期間を定めた特許庁行政文書管理規則において、1年以上の長期の保存期間が定められている文書に該当せず、またその性質上、原則として1年以上の保存期間を定めることとされている文書にも当たらないことから、保存期間を1年未満とすることができるところ、本件開示請求の対象である2010年乃至2018年の各年度における4月1日付特許庁の幹部名簿に関する文書は、本件開示請求までに更新されており、すべて廃棄されたものと認められる。よって、処分庁は本件対象文書を保有しておらず、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和3年7月29日 審議
- ④ 同年9月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討

する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、2010年度～2018年度の各年度における4月1日付けの特許庁幹部名簿（9文書）の開示を求めるものと解した。

イ 本件対象文書を作成又は取得した時期は、平成22年3月から平成30年4月までの間である。当該時期に有効であった特許庁行政文書管理規程（平成17年10月1日20050927特許004及び平成22年11月1日20101025特許1）（以下、併せて「規程」という。）の各15条1項によれば、行政文書は別表に定める基準に従い、その保存すべき期間とするとしているところ、本件対象文書の保存期間は、別表六「一の項から五の項までに該当しない行政文書」の「ロ 随時発生し、短期に廃棄するもの」として「事務処理上必要な1年未満の期間」に該当するものとして取り扱っていた。また、特許庁行政文書管理規則（平成23年4月1日20110317特許1，平成26年7月1日20140604特許1，平成27年4月1日20150217特許4及び平成30年4月1日20180319特許1）（以下、順に「規則1」ないし「規則4」といい、併せて「規則」という。）の各15条3項（ただし、規則4のみ4項）によれば、文書管理者は、規則の別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書等の管理に関する法律2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとされている。しかしながら、本件対象文書は、歴史公文書等に該当する性質のものではなく、規則に照らし1年以上の長期の保存期間が定められている文書に該当しない。さらに、特許庁幹部名簿は通常、規則の別表第1において保存期間が定められた種類の行政文書のいずれにも該当しないことから、担当部署の文書管理者の判断でその保存期間を1年未満に設定し、更新される都度廃棄する運用をしてきており、現行版以外は既に廃棄されている。

ウ 本件審査請求を受け、人事を担当する部署において、念のため、書架・書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から規程及び規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであると認められ、本件対象文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も

認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

特許庁HPにおいて2019年4月1日付特許庁の幹部名簿が公開されているが、2010年乃至2018年の各年度における4月1日付特許庁の幹部名簿に関する文書。